

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第3回）検討結果

<p>(1) 行政組織 （基本構想、条例案及び 条例解説案）</p>	<p>【基本構想】 ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 （行政組織） 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【条例案】 （行政組織） 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。</p> <p>【条例解説案】 ●市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。</p>
<p>(2) 法務体制・法令遵守 及び公益通報 （基本構想、条例案及び 条例解説案等）</p>	<p>【基本構想】 ●地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 ●市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 （法務体制） 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p> <p>【条例案】 （法務政策） 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための法務体制の充実についての規定です。</p> <p>【条例解説案】</p>

●地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法律等の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。

【条例原案】

(法令遵守及び公益通報)

市は、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度の適切な運用に努めなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度の適切な運用に努めなければならない。

【条例案】

(法令遵守及び公益通報)

市は、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。

【条例解説原案】

●市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

●市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。

●行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為で、公益に反する恐れのある事実がある場合の職員の公益通報制度の適切な運用を市に課しています。

【生駒市法令遵守推進条例】

(市の責務)

第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

【条例解説案】

●市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

●市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。

●行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為で、公益に反する恐れのある事実がある場合の職員の公益通報制度の適切な運用を市に課しています。

【生駒市法令遵守推進条例】

(市の責務)

	<p>第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(3) 職員政策 (基本構想、条例案及び 条例解説案)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (職員政策) 市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (職員政策) 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。</p> <p>2 市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質の向上及び多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p> <p>【条例解説案】 ●職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。</p> <p>【地方公務員法】 (任用の根本基準) 第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。 (勤務成績の評定) 第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。</p> <p>●市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質の向上及び多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p>
<p>(4) 行政手続 (基本構想、条例案及び 条例解説案)</p>	<p>【基本構想案】 ●市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、適切に運用すべきことを規定する。</p>

【条例原案】

(行政手続)

市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について、共通する事項を定め、適切に運用しなければならない。

【条例案】

(行政手続)

市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。

【条例解説原案】

●市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための行政手続き条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

【生駒市行政手続条例】

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

【条例解説案】

●市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための行政手続き条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

【生駒市行政手続条例】

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。